## The Basic Reserch on the Formation of the Higher Class Retainers in Kaga-clan after 1701

メタデータ 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: URL http://hdl.handle.net/2297/48268

# 加賀藩人持組の構成に関する基礎的検討

## ―元禄一四年以降を対象に-

じめに

を、一組ずつ支配していた(元禄一四年以降)。 を、一組ずつ支配していた(元禄一四年以降)。 を、一組ずつ支配していた(元禄一四年以降)。 のちに家格の意味を含む語として八家とも呼称された。年寄は、組のちに家格の意味を含む語として八家とも呼称された。年寄は、組のちに家格の意味を含む語として八家とも呼称された。年寄は、組の方に家格の意味を含む語として八家とも呼称された。年寄は、組の方に家格の意味を含む。

重要であると思われる。 家臣団支配を理解するためにも人持組頭・人持組に注目した研究はる組支配体制は、明治二年(一八六九)の職制改革まで続くことから、とんど研究されていない状況である。しかしながら、人持組頭によ人持組頭・人持組については、わずかに研究があるものの ①、ほ

の変化について基礎的な検討を行う。なお、検討時期は人持組が七そこで本稿では、人持組自体に焦点をあて、人持組を構成した家

降とする。 組体制となり、支配体制が固まった元禄一四年(一七〇一)七月以

林

亮

太

## 人持組頭と人持組士数

存在しない期間があったのである。 存在しない期間があったのである。

消などを勤めた。 位置し、役方の職では家老・若年寄・公事場奉行・寺社奉行・定火一○○○~一四○○○石の家で構成されており、年寄に次ぐ身分に次に、人持組を構成した組士数をみてみよう。人持組は、禄高約

の時々で支配する人持組頭が異なっていた ?。 で政九年(一八二六)八月二五日付の長連愛(年寄)が奥村栄実(年の時々で支配する人持組頭が異なっていた ?。 実際、これ以前から本多の家を固定化することを提案している (②)。 実際、これ以前から本多の家を固定化することを提案している (③)。 実際、これ以前から本多の家を固定化することを提案している (④)。 実際、これ以前から本多の家を固定化することを提案している (④)。 実際、これ以前から本多の時々で支配する人持組頭が異なっていた ?)。

結果的には、連愛の提案は実現しなかったが、当時の人持組士数

名前が記されていることがあるからである。と前が記されていることがあるからである。と考えられる。それは、人持組は世襲することが多く、代替わりると考えられる。それは、人持組は世襲することが多く、代替わりると考えられる。それは、人持組は世襲することが多く、代替わりなどで一時的に人持組から外れている者がいても、組士が一つのグなどで一時的に人持組から外れている者が説されているう。人はどのくらいであったのか、組士数の変遷を含めてみていこう。人はどのくらいであったのか、組士数の変遷を含めてみていこう。人

たと考えられる。しかし、④の史料自体、実際は天保末期頃の人持にと考えられる。しかし、④の史料自体、実際は天保末期頃の人持に判断した結果、当時彼らは人持組士であったことがわかる。おも本人、あるいはその後の当主が人持組士であったことが確認できた。参に判断した結果、当時彼らは人持組士であったことが確認できた。参いる。この二一名は、表1で示した通りである。由緒帳などをもとている。この二一名は、表1で示した通りである。由緒帳などをもとされている組士数が少なく、組分けされていない者も二一名記載されされて、長連愛が主張した時期に一番近い史料④についても、組分けまた、長連愛が主張した時期に一番近い史料④についても、組分け

表 1 組分けされていない人持組士(弘化2年)

No.	弘化	2年	慶ぶ	た期 これ				
140	名前	禄髙(石)	名前	組名				
1	津田正直	10,000石	津田正邦	奥村宗家				
2	本多政守	8,000石	本多政醇	村井家				
3	寺西秀周	7,000石	寺西秀敬	前田直之系				
4	前田知故	6,000石	前田知足	奥村支家				
5	小幡通理	3,000石	小幡通徳	本多家				
6	品川武住	3,000石	品川武好	奥村宗家				
7	前田季久	2,450石	前田季久	長家				
8	岡嶋一孝	2,500石	岡嶋一孝	奧村宗家				
9	横山従矩	2,000石	横山隆勝	村井家				
10	篠島清緝	2,500石	篠島清緝	奧村宗家				
11	富田貞詳	2,400石	富田貞固	長家				
12	小幡政久	2,000石	小幡厚久	本多家				
13	津田庸久	2,500石	津田庸行	奧村宗家				
14	成瀬正敦	2,500石	成瀬正居	前田長種系				
15	佐々木定舒	2,000石	佐々木定舒	前田直之系				
16	藤田安定	2,000石	藤田安定	村井家				
17	遠田自延	1,350石	遠田自延	本多家				
18	庄田孝廉	1,600石	庄田孝廉	奧村支家				
19	大野木克貞	1,650石	大野木克親	奧村支家				
20	永井従周	1,800石	永井正徳	本多家				
21	関屋政均	1,050石	関屋政信	奥村支家				

- (註) 1. 「加賀藩老臣明細書」「武鑑」「諸頭系譜」、各家の「先 祖由緒并一類附帳」「諸士系譜」(以上、金沢市立玉 川図書館近世史料館所蔵)により作成。
  - 2. 弘化2年の欄に書き上げた者は、「加賀藩老臣明細書」 において組分けされていなかった人持組士である。
  - 3. 慶応期の欄には、弘化2年の欄に書き上げた者、あ るいはその後の当主が慶応期において所属していた 組を示した。

はないかと考えられる。 愛が主張した時期(文政九年)の人数は、六○名程度であったので 多いが、おそらく組士数は時代が下るにつれ増加傾向にあり、 などが混乱している部分もみられ、史料的な問題が少なくない。 組士の情報に、弘化二年の情報を書き加えたものであるため、 人持組士の組の所属がわかる史料には、 記述に問題があるものも

長連

人名

## 人持組の構成とその変化

右で述べたように、②~④の史料にはいくつかの問題がある。 そ

> についてみていきたい。 史料を用いて人持組の比較を行い、人持組を構成した家とその変化 こで、以下では、時期はひらいてしまうが、①元禄期と⑤慶応期の

慶応期においても人持組であった家については、その加入状況を元 理由を慶応期の欄に示した。逆に、元禄期以降に人持組に加入し、 欄と、慶応期の欄の人持組士は対応関係にあり、横並びに名前があ 持組であった家が、慶応期には人持組から外れていた場合は、 る場合には、同じ家の者であることを意味する。 元禄期と慶応期の人持組士をまとめたのが表2である。元禄期の また、元禄期に人 その

禄期の欄に示した。

#### 表2 元禄期と慶応期の人持組士

長尚	連組	村井長	是在組	
本多政冬	10,000石	本多政醇	10,000石 3,000石	
永原孝之	4,500石	永原孝義		
不破彦三	4,000石	不破為儀	4,500石	
篠原長栄	4 00047	記載がない理由不明。文久3年1月、8代忠意は3,500石相続(父忠貞 500石)。9代忠篤は、天徳院請取火消勤めた。人持組士の可能性あり。		
奥野氏之	3,200石	奥野氏元	2,200石	
織田信重	2,500石	織田益堅	3,000石	
横山長辰	2,000石	横山隆勝	2,000石	
享保 6 年12月、初代孝覩が父前田孝行(年寄)の遺知2,500石、同氏孝資与力知 500石を合わせ、3,000石拝領で人持組。その後の当主も人持組。		(分)前田孝備	2,500石	
宝永6年8月、5代安勝が人持組。その	後の当主も人持組。	藤田安定	2,000石	
7名	30,200石	8名	29,200石	

本多政	如組	本多政均組			
小幡直信	10,650石	小幡厚久	2,000石		
前田孝経	3,000石	前田孝友	4,000石		
松平康満	4,000石	松平康蕃	4,700石		
小幡直陳	3,000石	小幡通徳	3,000石		
奥村脩運	2,700石	奥村安之	2,700石		
多賀直定	2,000石	多賀富茂	2,700石		
松平康英	2,000石	松平廉貞	2,000石		

宝永6年12月、初代政寛が父本多政長(年 その後の当主も人持組。	手寄) の隠居料3,000石を拝領し、人持組。	(分) 本多政基	3,000石
	徳に100人扶持で召し抱えられ、馬廻組。 F寄月番支配。同年閏11月、組入り。そ	上坂景光	3,000石
宝永6年8月、初代正良が人持組。その	後の当主も人持組。	永井正徳	1,750石
元文5年12月、4代自省が人持組。その	後の当主も人持組。	遠田自延	1,330石
7名	27,350石	11名	30,180石

横山任	風組	奥村篤輝組	1(支家)			
前田長悳	7,000石	前田道益	7,000石			
前田知頼	5,000石	前田知足	6,000石			
前田恒長	3,200石	奧村宗	家組			
前田弘直		元文2年、直氏(弘直の子)が老年に付き、/ 石となり、人持組から外れ、代々寺社奉				
岡嶋元為	5,000石	享保13年、7代円次郎が早世。断絶。				
竹田忠張	3,530石	竹田忠和	3,530石			
永原孝定	2,500石	永原孝一	2,500石			
奥村忠順	1,700石	奥村慎猷	1,700石			
4 代貞親から人持組。貞親は、元禄14年 なるが、その後の当主は人持組。	組分け時に、病気が理由で組付指除に	前田貞発	7,000石			
天明5年12月、5代元成が人持組。その	後の当主も人持組。	原元長	1,750石			
享保9年8月、4代克明が人持組。その	後の当主も人持組。	大野木貞親 1,650石				
享保12年11月、2代孝溥が人持組。その	後の当主も人持組。	庄田孝廉	1,600石			
文化7年3月、5代政良が人持組。その	後の当主も人持組。	関屋政信	1,050石			
8 名	29,930石	10名	33,780石			

前田孝貞組	1(長種系)	前田孝敬組	(長種系)			
成瀬当隆	7,000石	成瀬当恭	8,000石 3,000石			
前田孝恒	3,000石	前田孝連				
中川長定	5,000石	中川典惇	5,000石			
玉井貞信	4,500石	1				
大音好愷	4,300石	大音厚義	4,300石			
西尾長宗	3,000石	西尾時敏	4,300石			
富田重員	2,500石	富田景穀	2,500石			
葛巻重広	2,300石	葛巻昌矣	2,130石			
成瀬生直	2,000石	成瀬正居	2,500石			
切代孝知は、前田孝貞(年寄)の子。 貞の隠居料の内、2,000石拝領、3,000石	宝永元年 12月、新知1,000石。同 6 年孝 で人持組。その後の当主も人持組。	(分) 前田孝錫	3,000石			
	者帳には、その後の当主は、人持組と書 沈く職を勤めているので、人持組に入っ	勝尾信生	1,100石			
9名	33,600石	11名	40,830石			

奥村悳輝	組(支家)	長連	恭組
今枝直方	14,000石	今枝直応	14,000石
前田季隆	2,450石	前田季久	2,450石
伴長裕	5,000石	伴方義	5,000石
深美秀直	4,500石	深美秀宣	4,500石
山崎長質	4,500石	山崎範正	3,000石
伊藤重澄	2,000石	伊藤正道	2,800石
松平友康	1,500石	松平康保	1,500石

多賀家は、2 代秀識から人持組 (慶長10年)。元禄10年 7 月、4 代直方が逼塞 (享保14年12月御免)。元禄期の史料に記載がないのは、これが理由か。その後の当主は人持組。	•	5,000石
初代隆美は、横山隆達(年寄)の子。天明7年6月、新知1,000石で人持末席。 その後の当主も、人持組(末席の可能性も)。	(分)横山隆休	1,000石
享保 12 年 11 月、5 代篤貞が人持組。その後の当主も人持組。	富田貞固	2,400石
7名 33,950石	10名	41,650石

村井新	現長組	前田直信組	(直之系)			
横山正武	10,000石	横山政和	10,000石 7,650石			
青山長貞	7,650石	青山惠次				
寺西秀賢	7,000石	6,500石				
篠原一脩	2,500石	篠原一貞	3,000石			
奥村自邇	1 2.500.47	小源太が自邇の跡を相続。その後、小源太は奥村宗家 (8代) を相続し 家が断絶。				
長連房	1,000石	連房の次2代連安以降、800石で人持組から外れた。				
堀秀林	800石	享保9年8月、秀林の次7代秀満が遠島。死去で絶家。				
貞享2年から、3代孝效が人持組。記載	成なしの理由は不明。	前田国規	3,000石			
天明5年12月、初代政挙(年寄本多政行2男)が人持末席、馬奉行。寛政2年 12月、2代政愛が相続、同7年10月人持組。その後の当主も人持組。		(分) 本多政優	1,000石			
元文5年、3代保潔が1,000石拝領、人	寺組。その後の当主も人持組。	津田康善	1,000石			
元禄15年4月、2代定矩が人持組。その	)後の当主も人持組。	三田村定形 3,300石				
天明元年5月、6代定国が人持末席。 持組。	司5年12月、人持組。その後の当主も人	佐々木定舒	2,000石			
7名	31,450石	9名	37,450石			

奥村有輝	祖(宗家)	奥村栄通組	1 (宗家)
津田孟昭	10,000石	津田正邦	10,000石
横山氏従	5,200石	横山隆淑	3,500石
菊池武康	3,700石	菊池武成	3,200石
岡嶋一定	3,000石	岡嶋一孝	2,300石
品川直幸	3,000石	品川武好	3,000石
津田重知	3,000石	津田庸行	2,500石
生駒直政	3,000石	生駒義直	3,000石
奥村履虎	2,650石	安永8年4月、4代征央が乱心。5代征 寺社奉行支配や御用番支配を受けた。	<b>国は、1,000石相続。その後の当主は、</b>
篠島清英	1,500石	篠嶋清緝	2,500石
横山台	<b>E</b> 風組	前田恒敬	3,400石
天明5年12月、7代寛氏が人持組。その後	その当主も人持組。	石野氏桁	1,550石
9名	35,050石	10名	34,950石
計 54名	221,530石	69名	248,040石

- (註) 1. 元禄期の人持組士は「人持組分より仰付候留」、慶応期の人持組士は「武鑑」による。その他、「諸頭系譜」、各家の「先祖由緒并一類附帳」「諸士系譜」(以上、金沢市立玉 川図書館近世史料館所蔵)を用いて作成した。
  - 2. 元禄期の欄で、塗りつぶした者は、元禄14年7月には組入していたが、断絶などで、慶応期には人持組から外れた家の者を示す。
  - 3. 慶応期の欄で、塗りつぶした者は、先祖が元禄14年7月に人持組ではなかったが、慶応期には人持組に入った家のうち、平士から昇進した家の者である。また、同欄で名前 の前に(分)とある者は、元禄14年7月以降、年寄家の分家によって家が創出され、人持組に加入した家の者である。
  - 4. 当主の代数は、前田家の家臣となった者を初代として数えた。
  - 5. 表3、4註10で述べているように、西尾家は元禄期から人持組に入っていた家であり、昇進事例(西尾明教)はあるが、他の昇進した家とは性格が異なるため、表では平士から昇進した家として示さなかった。

## 1 人持組から外れた家

うになった家もあった(宮)。 うになった家もあった(宮)のように、その後、寺社奉行支配を受けるよである。これらの家のなかには、断絶した家もあったが、前田家(弘長栄・前田弘直・岡嶋元為・奥村自邇・長連房・堀秀林・奥村履虎)家をみてみよう。その家は、元禄期の欄で塗りつぶした七家(篠原まず、元禄期には組入していたが、慶応期には人持組から外れたまず、元禄期には組入していたが、慶応期には人持組から外れた

する。

ここで寺社奉行について説明しておきたい。寺社奉行は、概ねここで寺社奉行について、選って、組外大番頭、儒者、医者であった他の二名よりも、在任期間が長い者である(型)。寺社奉行として具体的に名前が挙げられている(型)。寺社奉行支配を受けていたあった他の二名よりも、在任期間が長い者である(型)。寺社奉行は、であった他の二名よりも、在任期間が長い者である(型)。寺社奉行は、であった他の二名よりも、在任期間が長い者である(型)。寺社奉行は、概ねてお一)以降は三名体制であった(型)。 寺社奉行文配を受けていたの寺社関係のことのみを職掌としていたわけではなく、人持組(末席を含む)(立)から外れた家をはじめ、組外大番頭、儒者、医者であった他の一名よりも、在任期間が長い者である(型)。

就任中は本来のグループの座列より上になったと考えられる (2)。 ちは平士が就くことができる頭分を勤める場合があったので、その臣団中の座列は、平士の頭分クラスの次とされていた。ただし、彼きないような家をグループ化したものであった。このグループの家入れないが、その一つ下の身分階層である平士にも入れることがで入特組から外れ、寺社奉行に支配されていた家々とは、人持組に

## 人持組に加入した家

には人持組に加入していた家をみてみよう。これには二二家が該当次に、表2から元禄期には人持組に入っていなかったが、慶応期

残っていたのは右の家々であったのである。 競山と、人持組に加入した家があったと考えられるが、慶応期までの分家により創出したのである。もちろん、この他にも分家によりの五名であった。これらの家は、本多家、横山家、前田長種系の家々の五名であった。これらの家は、本多家、横山家、前田長種系の家々でみよう。該当者は、本多政基(本多組)、本多政優(村井組)、をみてみよう。該当者は、本多政基(本多組)、本多政優(村井組)、まず、年寄家の分家によって家が創出され、人持組に加入した家

を含む)に昇進した者は一九名であった(表3、4)。この数は決が七組体制となった元禄一四年七月以降で、平士から人持組(末席次に、平士から昇進した家について詳しくみていきたい。人持組

確な階層差があったと認められるだろう。して多いとはいえず、平士と人持組(末席を含む)との間には、明

田村・青木・上坂・原・石野)であった。

田村・青木・上坂・原・石野)であった。

田村・青木・上坂・原・石野)であった。表4は、定番頭を経由に昇進した者を示したものである。これに該当した者は、一四名でに昇進した者を示したものである。これに該当した者は、一四名で最上位の職である定番頭(並を含む)を経由し、人持組・人持末席最上位の職である定番頭(並を含む)を経由し、人持組・人持末席最上位の職である定番頭(並を含む)を経由し、人持組・人持末席

表3、4からは、①定番頭を経由する者が多い(例外は表4の五 という昇進パターンになる、といった四つのことがわかる。 という昇進パターンになる、といった四つのことがわかる。 をいう昇進パターンであったが、その後は概ね一○○○石を超えると人持組・人持末席という層があらわれ、それ以降平士から人く)(②)、④延享期以前は、平士→人持組という昇進パターンであっく)(②)、④延享期以前は、平士→人持組という昇進パターンであったが、宝暦期に人持末席という層があらわれ、それ以降平士から人たが、宝暦期に人持末席という層があらわれ、それ以降平士から人たが、宝暦期に人持末席という層があらわれ、それ以降平士からは、の五 をいう昇進パターンになる、といった四つのことがわかる。

習御用・御用部屋などを勤めていた。と考えられる。なお、人持組・人持末席の昇進後も、多くの者が近②から、藩主の側に仕えると昇進する傾向があったのではないか

家 ② は後の当主も人持組に入っていることがわかる。注目される後の当主が人持組に入ったか、否かを示した。これをみると、一四最後に昇進後の家の状況について述べたい。表3、4の右端に、

のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで昇進せず、人持末席のないないが、それは断定をは、人持末席に入ったが、その後、天明二年(一七八二)一〇月に蟄居、翌月に遠島の処分を受けており、そのことが影響してか後の当居、翌月に遠島の処分を受けており、そのことが影響してか後の当まは人持組・人持末席に入っていないという点である。のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで昇進せず、人持末席のまま死去した富永家・戸田のは、人持組まで見ばいる。

れる。 末席の状態ではなく、一度同組に組入りする必要があったと考えら 末席の状態ではなく、一度同組に組入りする必要があったと考えら には階層差があったのであろう。世襲的に人持組に入るには、人持 主が人持組に入っていたが、人持末席のまま死去した場合は、後の当 これらのことから、一度人持組に入れば、多くの場合、後の当主

### おわりに

人持組に加入した家について基礎的な検討を行った。 以上、元禄期と慶応期の人持組を比較し、人持組から外れた家、

組の一つ下の身分階層である平士から昇進した家であった。その一の多くは、年寄家の分家により創出され人持組に加入した家、人持禄期と慶応期を比べると、一五家増えていた。人持組に加入した家人持組を構成した家数は、時代が下るにつれ増加傾向にあり、元

#### 表3 定番頭を経由して人持組・人持末席に昇進した者

No.	名前				~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	せ 職 の 肩	优任な	Ł				後の当主
1	永井正良	万治2 300石(召出) 子小将	寛文元中小将	寛文5 加增200石 (500石) 中小将	延宝3・3 歩頭 中小将裁許 同年 加増500石 (1,000石)	延宝7 加增500石 (1,500石) 歩頭	天和2·9 小将頭 天和3·2 加增500石 (2,000石)	貞享3・9 馬廻組頭	元禄16·4 定番頭	宝永6·8 加增500石 (2,500石) 吉徳附 人持組	享保5·10 死去	0
2	藤田安勝	承応3 奥小将	明暦2 400石拝領、 同年父遺知 の内100石 拝領(500石) 奥小将	万治元 加増100石 (600石) 奥小将	万治2 江戸で配膳 役、軽い執 次役 奥小将	寛文元 中小将	寛文9 中小将 押立執次役 (側近奉仕)	寛文10 加増150石 (750石) 中小将 押立執次役	延宝3·3 歩頭 中小将裁許 兼役	延宝5 250石加増 (1,000石) 歩頭	延宝7年 加增500石 (1,500石) 歩頭 近習御用	0
		天和2·9 小将頭 近習御用	貞享3·9 馬廻組頭 近習御用	元禄16·4 定番頭 近習御用	宝永6·8 加增500石 (2,000石) 吉徳附 人持組	享保7·1 隠居	享保9·5 死去					
3	大野木克明 (葛巻)	寛文10・8 奥小将	寛文11・12 新知250石 奥小将	延宝5・1 加増150石 (400石) 奥小将	貞享元・12 加増150石 (550石) 奥小将	元禄3・9 加増300石 (850石) 寄合頭並	元禄10・6 加増300石 (1,150石) 寄合頭並	元禄12・6 先筒頭	宝永7·7 定番頭 (苗字葛巻 から大野木 へ)	享保9·8 加增500石 (1,650石) 人持組	享保11·5 死去	0
4	富田篤貞	貞享2・11 300石相続 組外	元禄3·10 組外 表納戸奉行	元禄6・1 馬廻組 吉徳抱守	宝永3・8 加増100石 (400石) 馬廻組 吉徳抱守	宝永5・9 部屋ニテ物 頭(吉徳)	宝永5・11 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御守殿御門 方御用	享保2・8 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御用人	享保8・3 部屋附小将 頭(吉徳)	享保9・8 加増700石 (1,100石) 定番頭	享保12・11 加増500石 (1,600石) 人持組 享保16・11 死去	0

			Commence of the second of the		Market and the second							
5	庄田孝溥	貞享2 300石相続 同・12 組外	元禄3·10 組外 表御納戸奉 行	元禄6・1 馬廻組 吉徳抱守	宝永3 加増100石 (400石) 馬廻組 吉徳抱守	宝永5・9 部屋ニテ物 頭(吉徳)	享保2・8 部屋ニテ物 頭(吉徳) 御用人	享保8・3 部屋附小将 頭(吉徳) 御用人指除	享保9·8 700石加増 (1,100石) 定番頭	享保12·11 加増500石 (1,600石) 人持組	享保15·5 死去	0
6	成瀬当栄	元禄3·9 馬廻組 近習番 1,000石(配 分)	元祿10·5 歩頭	宝永2·5 小将頭	正徳2・3 定番頭	享保3·6 加增300石 (1,300石) 定番頭	享保9·8 加增500石 (1,800石) 人持組 寺社奉行	享保10·12 人持組 公事場奉行	享保18·10 死去			当栄死去時に、 1,000 石本家当 延へ返す。次 の当秀は早世、 家が断絶した。
7	遠田自省	正徳3 側小将(吉 徳) 350石	享保2·8 吉徳附大小 将番頭	享保4·6 側小将番頭 (吉徳)	享保9·8 加増200石 (550石) 持弓頭	享保10·12 組頭並	享保12·11 定番頭	元文5·12 加增500石 (1,050石) 人持組	延享2·9 人持組 御用部屋	延享4·10 隠居	寛延3·12 死去	0
8	富永金昌	表小将 350石	享保元·7 使番 享保9·8 加增200石 (550石) 歩頭	享保17·1 小将頭	元文4·11 小将頭 判物方御用	寛保3·11 馬廻組頭	延享2·閏12 馬廻組頭 御用部屋	延享4·5 定番頭 御用部屋	宝暦2·1 定番頭 御用部屋御 免 宝暦3·10 定番頭 御用部屋再 役	宝曆9·1 加增500石 (1,050石) 人持末席 御用部屋	宝暦13·4 隠居 宝暦14·1 死去	その後の当主 (6代巻書) は、 1,050石を相続 するが、寺社奉 行支配頭受役 平士の頭た。
9	戸田守勝	享保□(虫 損)・1 新知250石 大小将	享保9・10 600石相続 (新知指除) 大小将	享保15・3 大小将横目	元文5·1 町奉行 寛延2·10 小将頭	宝曆4·5 馬廻組頭 当分小将頭 兼帯	宝曆7·5 馬廻組頭 宗門奉行 宝曆7·10 馬廻頭 判物御用	宝曆8·2 馬廻組頭 御用部屋	明和元・1 定番頭 御用部屋	安永3·9 加增500石 (1,100石) 人持末席 御用部屋	安永5·3 隱居 安永8·10 死去	次の4代勝芳の 時に人が、その 後、天 蟄居、同 11月遠も人 の当主も人 組に入らない。

١	
C	3
-	

10	志村直賢	享保17・11 部屋附新番 並小将(重 熈) 切米30俵5 人扶持	寛保元・6 切米35俵7 人扶持	延享3 近習(重熈)	延享4·2 新知150石 表小将、近 習取次	寬延元·8 使番 近習取次	寬延3・12 加増100石 (250石) 使番 近習取次	宝暦元・5 使番 近習勤免除、 表向勤	宝暦7・12 使番 近習頭帰役	宝暦10・1 使番カ 新番組歩支 配(同10月 支配仕不及) 近習頭	宝暦11·1 先筒頭 近習頭	次の8代言明からは、寺社奉行 支配を受けた。
		明和8·4 持筒頭 近習頭(重 教)	安永6·5 持筒頭 近習御用(治 脩)、重教の 近習免除	安永6·11 加増150石 (400石) 持筒頭 近習御用	安永7·3 持筒頭 近習御用 判物御用	安永7·12 組頭並 近習御用	天明5·8 加増150石 (550石) 定番頭並 近習御用	寛政3·4 加増500石 (1,050石) 人持末席 近習御用	寛政4·閏2 隠居	寛政6·9 死去		
	佐々木定国		延享2・11 大小将	宝暦3·3 大小将番頭	宝暦9·閏7 先筒頭 盗賊改方	宝暦13・9 先筒頭 盗賊改方御 免	明和元・1 歩頭 御用人	明和4·9 小将頭	明和6·8 小将頭 宗門奉行	安永4·4 小将頭 御用部屋 (重教)	安永6·9 馬廻組頭 近習御用	
11		安永7·11 定番頭 近習御用	天明元·5 加增300石 (1,300石) 人持末席 近習御用	天明2·8 加增300石 (1,600石) 人持末席 近習御用	天明5·12 加增500石 (2,100石) 人持組 近習御用	天明6·8 人持組 遠慮	寛政元 遠慮御免	寛政7・4 死去				0
12	横浜玄英	奥小将奥取 次 550石	明和5・10 使番	安永4・7 新番頭 近習御用	安永7·3 組頭並 近習御用 判物御用	天明5・8 定番頭並 近習御用	寬政7・3 加增500石 (1,050石) 人持末席 近習御用 (斉敬)	寛政7・11 人持末席 近習御用 (治脩)	寛政9・7 人持組 斉広附	文化3・4 隠居 同年 死去		次の8代積善 は、1,050石相続 したが、人持組 に入った形跡な し。9代宣徳の 時に、550石に 滅知した。

	I
2	14
	I

13	関屋政良	明和9·7 350石相続 組外番頭御 用番支配	安永□・□ (虫損) 大小将	安永3·5 大小将 重教附表小 将 配膳役	安永7·6 使番 近習頭、奥 取次役(重 教)	天明4·5 重教附表小 将番頭 近習頭、奥 取次役(重 教)	天明6·8 治脩附表小 将番頭 近習頭、奥 取次役(治 脩)	寬政6・4 治脩附表小 将番頭 近習頭、奧 取次役(治 脩)	寛政7·6 小将頭 近習御用	寬政7·11 馬廻組頭 斉広附御用 部屋御用(近 習御用免除)	享和2·3 定番頭並 御用部屋	0
10		享和2·7 定番頭並 御用部屋 判物御用	享和2·12 加增200石 (550石) 定番頭並 御用部屋 判物御用	文化5·12 加增200石 (750石) 定番頭並 御用部屋 判物御用	文化7·3·6 加增300石 (1,050石) 人持末席 御用部屋 判物御用	文化7・3・15 人持組 御用部屋	文政2·2 人持組 御用部屋 (斉泰)	文政5·11 隱居	文政10・4 死去			
		安永5·7 400石相続 馬廻組	安永6・8 表小将	天明2・3 表小将 配膳役	天明6·3 表小将 近習御用 (重教)	天明 6·8 表小将 近習御用 (治脩)	天明7·12 使番 近習頭、奥 取次	寬政3·1 物頭並 近習頭、奥 取次	寬政9·4 物頭並 近習頭	寛政9·7 組頭並 近習御用	寛政10·5 組頭並 近習御用 判物御用	
14	勝尾信処	寬政12·3 定番頭並 近習御用 判物御用	享和3·2 加增200石 (600石) 定番頭並 近習御用 判物御用	文化7·3·6 加增500石 (1,100石) 人持末席 近習御用	文化7・3・14 人持末席 表向出仕 同7・3・15 人持組	文化7·7 人持組 算用場奉行 預地方	文化13·12 人持組 役儀御免	文政2·12 人持組 魚津在住	文政3·1 人持組 魚津在住御 免	文政9·5 人持組 近習御用	文政12·3 隠居 天保2·10 死去	0

#### 表4 定番頭を経由せずに人持組・人持末席に昇進した者

No	名前		役職の就任など										
1	三田村定矩	元禄3・5 江戸で召抱。 7人扶持 組外	元禄11・8 新知1,000石 馬廻組	元禄15・4 加增2,000石 (3,000石) 人持組(金 沢へ)	正徳3・2 人持組 小松城番	享保12 加増1,000石 (4,000石) 人持組 小松城番	享保14 喧嘩	元文元・6 知行召放、 50人扶持	元文5 死去			0	
2	青木直之	貞享3・9 330石相続 (幼少によ り遺知の3 分の1) 馬廻組頭支 配	元禄5 側小将(吉徳) 元禄11·12 残知引足都合1,000石	正徳3·8 側小将番頭 (吉徳)	享保2·8 先手物頭 歩支配	享保9・8 加増300石 (1,300石) 小将頭 近習	享保9·9 遠慮 享保10·9 御免(近習 指除) 小将頭	享保15·8 馬廻組頭 享保20·11 馬廻組頭 宗辰当分御 用	元文2·8 加增500石 (1,800石) 人持組 部屋附	元文4·1 加增500石 (2,300石) 人持組 延享3·1 人持組 若年寄	寬延4·4 隠居 宝暦3·1 死去	○ 7 代直親まで 人持組。	
3	上坂景氐	享保13・1 吉徳により 江戸で召抱。 100人扶持 馬廻組 同・8 金沢へ	元文2・8 新知1,000 石(100人 扶持指除) 人持組(同・ 閏11組入) 年寄中月番 支配	延享2・2 加増1,000 石(2,000 石) 人持組本列	延享4·5 加增1,000 石(3,000 石) 人持組	宝曆3・1 死去						0	
4	原元成	享保14 側小将(宗 辰) 150石	延享2·8 使番 延享4·5 加增100石 (部屋住知 250石) 使番	寬延元·5 表小将番頭 近習頭	寬延2·2 先簡頭 近習頭	宝曆3·3 新番頭 宝曆4·12 880石相続 (部屋住知 指除)	宝曆3・9 新番頭 御用人	宝曆7·11 小将頭	宝曆14·1 馬廻組頭	明和2・9 馬廻組頭 宗門奉行	明和5・12 馬廻組頭 算用場奉行	0	

		明和8・6 馬廻組頭 算用場奉行 御免	安永3・5 馬廻組頭 判物御用	安永5·2 馬廻組頭 公事場奉行	安永9·1 馬廻組頭 公事場奉行 勝手方御用		天明5·9 加增200石 (1,280石) 人持末席 公事場奉行	天明5·12 加增1,000石 (2,280石) 人持組 若年寄	天明7·6 1,000石減知 (1,280石) 若年寄、人 持組指除→ 人持末席	寛政3・11	寬政7·5 死去	
5	石野寛氏	明和3・12 550石相続 馬廻組頭御 用番支配	明和6・4 大小将 明和8・4 部屋附表小 将(治脩)	安永4·8 部屋附表小 将(治脩) 近習(重教)	安永6·5 使番 近習頭(重 教)、奧取次 役	2000	天明3·3 加增500石 (1,050石) 人持末席 近習御用	天明5·12 加增500石 (1,550石) 人持組 近習御用	天明6・8 指控 寛政元・11 御免	寛政元・12 人持組 今石動等支 配	寬政3·10 人持組 近習御用再 役 文化4·12 死去	0

- (註) 1.表3、4は「諸頭系譜」、各家の「先祖由緒并一類附帳」「諸士系譜」(以上、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)により作成した。
  - 2. 役職の就任、人持組・人持末席の昇進年月については、上記の史料をもとに、総合的に判断した。日付については、可能な限り年月を記載し、日にちは必要であると判断したものだけ記した。なお、各役職をいつまで動めていたのか不明なものもあった。その場合は、就任日の簡所にのみ役職名を記した。
  - 3.「後の当主」の欄の「○」は後の当主も人持組に入った家を、「○」がない場合は人持組に入らなかったことを示す。後の当主について説明が必要であると判断した場合は、 説明を加えた。
  - 4. 近習頭・近習御用・御用部屋・中小将・奥小将などの藩主の側に仕える職名の使用については、史料上でも混乱がみられ、使い分けできておらず、また各職務内容も判然としない。そのため、本表では、これらの職名を史料の表記にしたがって、そのまま記した箇所もある。
  - 5. 加増などにより禄高が変化する時には、加増高の後ろに括弧書きで合計禄高を記した。
  - 6. 人持組・人持末席の昇進前は、全て平士クラスである。
  - 7. 表3、4の塗りつぶし箇所は、それぞれ定番頭の就任、人持組に入った部分を示す。
  - 8. 紙幅の都合上、「役職の就任など」の欄の1つの枠に2項目記入した箇所がある。
  - 9. 相続した日付が不明な者もいる。
  - 10. 西尾明教は、家を相続するまでに平士を経由し(定番頭には就任せず)、延享2年7月に人持組に昇進したが、西尾家は元禄期から代々人持組に入っていた家であり、上の表で挙げた歴代の当主の中で初めて人持組・人持末席に昇進した者とは性格が異なるため、表には含めなかった。
  - 11. 遠田自省の次の代である自邇は、定番頭を経由し、最終的には人持末席に入ったが、自省と同じ家の事例であるため省略した。なお、その後の当主は、代々人持組に入った。
  - 12. 大槻朝元は、吉徳に御居間坊主として召し出され、定番御歩や平士を経由し、人持組まで昇進した人物であるが、その昇進過程は不明な部分が多く、またその過程は上の表で挙げた者と比べても極めて異例であるため、今回は省略した。

家もみられた。合もあり、そのなかには、代々寺社奉行支配を受けるようになった方で、人持組に入っていた家が断絶などにより、同組から外れる場

ろう。検討し、人持組内部の階層性についても明らかにする必要があるだ性を考えていきたい。また、人持組士の禄高と役職との関係なども今後は、元禄一四年以前の人持組を考察し、本稿の成果との連続

#### 註

- (1)人持組頭の成立については、拙稿「人持組頭の成立過程に関する一考 年度科学研究費補助金、基盤研究(C)研究成果報告書、二〇一二年)。 集刊行委員会編『加賀藩研究を切り拓く』、桂書房、二〇一六年)、人 集刊行委員会編『加賀藩研究を切り拓く』、桂書房、二〇一六年)、人 クス大学資料館、二〇〇三年)が詳しい。また、元禄一四年以前の人 持組については、岡嶋大峰が「先祖由緒并一類附帳」を用いて人持組 持組については、岡嶋大峰が「先祖由緒并一類附帳」を用いて人持組 持組については、岡嶋大峰が「先祖由緒并一類附帳」に見る加賀 本の特徴を論じている(岡嶋大峰「「先祖由緒并一類附帳」に見る加賀 本の特徴を論じている(岡嶋大峰「「先祖由緒并一類附帳」に見る加賀 本工人持組―出自と家意識の問題を中心として―」、「由緒帳データベー スによる藩制組織構造の解明に関する提案」、平成二一年度~平成二三 スによる藩制組織構造の解明に関する提案」、平成二一年度 本で大学附属
- (2)寛永四年・寛文元年・寛文九年の侍帳は、『加賀藩初期の侍帳』(石川原図書館協会、一九七〇年)にも、人持組頭の時代変遷に関する記川県図書館協会、一九四二年)、延宝六年の侍帳は、『金沢市史』資料編

- を対象として―」(「地方史研究」三六二号、二〇一三年)が詳しい。質藩上級家臣団の職掌と職名の変化について―貞享三年の職制改革後の就任者や、改革の概要については、石野友康「加賀藩における貞享の就任者や、改革の概要については、石野友康「加賀藩における貞享の就任者は、本稿には関係しないので省略する。これら
- たことになる(柱石史とは、加越能文庫「金都柱石史」のこと)。 左衛門•左衛門も組無之」とあり、これに従えば当時人持組は四組であった。 (編245) (編245) (編245) とあり、これに従えば当時人持組は四組であった。 (第284) (第284)
- 内容やその背景については、前掲註(1)拙稿が詳しい。(6)加越能文庫「官私随筆」一三(一六・四一—一五九)。連愛が提案した
- (7)四組の人持組は、支配する人持組頭が変わる一方で、七組に分かれたい。の子孫恒敬 (慶応期に奥村宗家組)が移動している事例しかみられない。人持組士は一度所属した組から他の組へ移動することがほとんどな
- (8)加越能文庫「人持組分より仰付候留」(一六・二六―四八)。
- (9)加越能文庫「安永五年年頭御礼次第」(一六·三三—四八)。
- (10)石川県立図書館森田文庫「飛鳥川」(K二八○一二一)。
- (11) 郷土資料「加賀藩老臣明細書」(○九○─三一九)。
- 明治初年のもの(加越能文庫「御礼之次第」、一六・三三―五〇)がある。12)郷土資料「武鑑」(〇九〇―四八〇)。この史料と時期が近いものとしては、

- 六八号、二〇一七年)で詳しく説明した。家臣の昇進―人持組・人持末席への昇進前後を対象に―」(「加能地域史」(13)人持組から外れ、寺社奉行支配を受けた家については、拙稿「加賀藩
- (4) 前掲註(2)『藩国官職通考』。
- 一六•三一―六五)。(15)表3の志村家の事例(加越能文庫「先祖由緒并一類附帳」「志村平吉」、
- 館、二〇一三年)。(19)金沢市図書館叢書(九)『諸頭系譜』上(金沢市立玉川図書館近世史料
- (打) 前掲註(2)『藩国官職通考』にある、人持末席の記述は次の通りである。(打)前掲註(2)『藩国官職通考』にある、人持末席の記述は次の通りである。また、定番頭から昇進して人持末席に少知の時に人持末席に列する。また、定番頭から昇進して人持末席にかなる者も多いなどと記されている。人持末席については、判然となり、い部分が多く検討が必要だが、おそらく人持組の見習期間であったと、本の人持組の者が跡目相続し、座列が決まっていな座列人持組に同じで、人持組の者が跡目相続し、座列が決まっていなを表えられる。
- 18)加越能文庫「寺社方等勤方覚書」(一六•六一一三)。
- 19)「国格類聚」二(『金沢市史』、資料編4近世二、二〇〇一年)。

感謝する。

- 御用部屋・近習頭の使い分けについては不明な点が多い。と物頭以下が兼役する「近習頭」の総称といえるとあるが、近習御用・二〇一六年)には、概ね近習御用は人持・組頭などが兼役する「御用部屋」(20)小西昌志「加賀藩における平士頭分と役料」(『北陸史学』六五号、
- ておらず、基準変更の移行期間にあたるのではないかと考えられるが、当てはまる。したがって、元文期は、人持組に昇進する禄高基準が定まった。禄高をみると、青木は享保期以前の傾向、上坂はその後の傾向に昇進しており、その時の禄高はそれぞれ一八○○石、一○○○石であっ(21)表4の青木直之と上坂景氏は、元文二年(一七三七)八月に人持組に

詳細は不明であり、これについては今後の課題としたい。

- の名前が、表2の慶応期の史料に記されていないのはこれが理由であろう。一六・三二―六五、郷土資料「加賀藩組分侍帳」、〇九〇―二〇一)。青木家一六・三二―六五、郷土資料「加賀藩組分侍帳」、〇九〇―二〇一)。青木茂七」、一四年(一八四三)八月に蟄居を仰せ付けられた。嘉永元年(一八四八)(2)表4の青木家は、七代直親まで人持組に入っていたが、同人は天保(2)表4の青木家は、七代直親まで人持組に入っていたが、同人は天保
- 「付記」 本稿は、平成二八年六月二六日に開催された加能地域史研究会例 「